

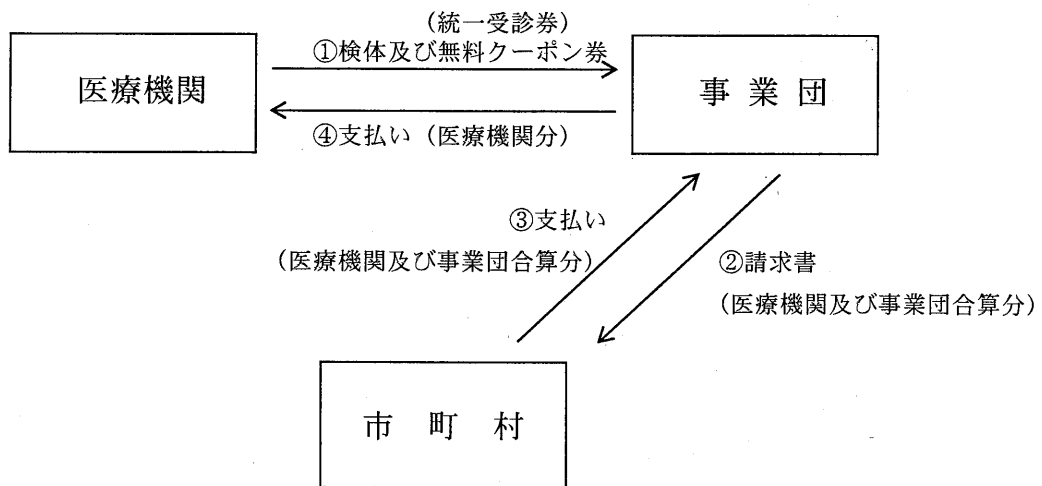
子宮頸がん検診(医療機関方式)について

平成28年3月
がん対策室

「国クーポン事業」及び「医療機関一括方式」による子宮頸がん検診に係る医療機関の委託料について、請求・支払いの取り扱いを変更する。

(1) 現行

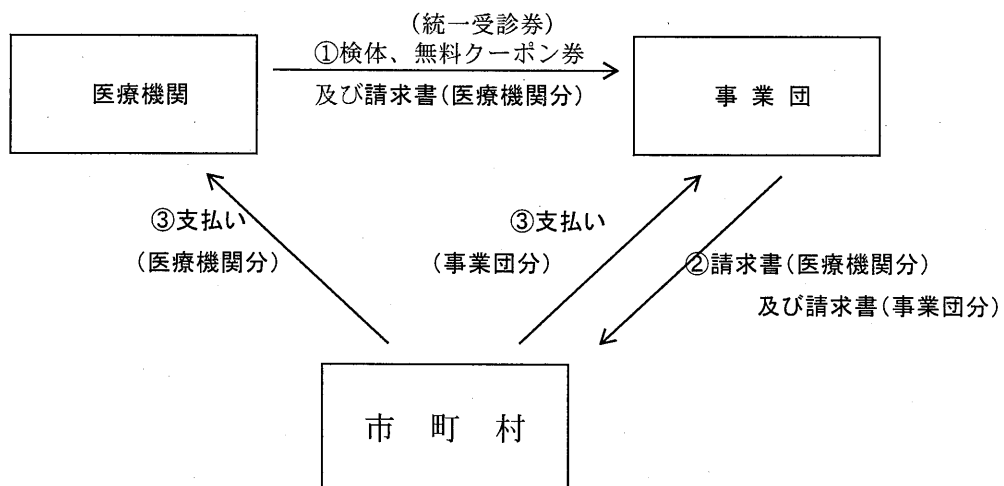
事業団を経由して請求・支払いが行われている。



(2) 変更後

市町村から直接、事業医療機関に委託料を支払うこととする。

【変更後】



(3) 変更理由

現行の方法では、市町村からの支払いが事業団を経由するため、医療機関への入金まで時間を要すること、また、事業団が現金を仲立ちする形になり、経理上好ましくないことから変更するものである。